

# 原稿募集



「会報シルバー羽曳野」への投稿をお待ちしています。



内容は問いません。シルバーでの仕事についてだけでなく、旅の思い出、グルメ情報、趣味等、なんでもOKです。絵画や俳句、短歌、写真等も歓迎です。



会員同士の情報交換の場としてあなたの原稿をお待ちしています。



原稿締切は 5月31日です。

●年齢別会員数・就業状況（令和5年3月27日現在）

	男性	女性	合計	請負就業 者男性	請負就業 者女性	請負就業 者合計	派遣就業 者男性	派遣就業 者女性	派遣就業 者合計	未就業者
60歳～65歳	25人	21人	46人	9人	8人	17人	2人	3人	5人	24人
66歳～70歳	105人	46人	151人	52人	21人	73人	28人	5人	33人	45人
71歳～75歳	223人	129人	352人	139人	79人	218人	27人	14人	41人	93人
76歳～80歳	162人	64人	226人	114人	45人	159人	7人	3人	10人	57人
81歳～85歳	82人	27人	109人	56人	16人	72人	4人	0人	4人	33人
86歳～90歳	9人	4人	13人	7人	3人	10人	0人	0人	0人	3人
90歳以上	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	606人	291人	897人	377人	172人	549人	68人	25人	93人	255人

○安全委員会よりお知らせ  
『就業器具編』  
シルバーで就業されている会員さんにはいろいろな職種の方がおられます。植木剪定作業や除草機械刈り作業等、就業にあたって道具、器具を使用して就業する方については就業器具の自主点検をすることを習慣づけてください。また事故がおおった場合に少しでもケガを軽症化するための安全保護員の着用を必ずしていただきますようにお願いいたします。自らの就業状態についての点検と自分の体は自分で守る安全就業に對する自覚をして就業してください。

○安全委員会よりお知らせ 『自転車ヘルメット編』  
令和5年4月1日に改正道路交通法が施行されます。今回の改正で、すべての年齢の人を対象に、自転車乗車時のヘルメット着用を「努力義務」にすると定められました。努力義務とはどんなルールなのでしょう。またヘルメットにはどんな種類のものがあって、購入時の注意点にはどんなものがあるのでしょうか。

改正道路交通法  
自転車に乗るときはヘルメット着用に関して、道路交通法では令和5年3月31日までは『13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければならぬ』となっていますが、令和5年4月1日より「自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならぬ」と改正されます。

罰則はあるの？義務と努力義務の違い  
新たに施行される改正道路交通法では、自転車乗車中のヘルメットが努力義務化されます。ここで、注目すべきポイントは「努力義務」という点です。例えば、オートバイ、大型二輪車、原動機付自転車、乗車時には、排気量に関係なくヘルメットの着用が義務付けられており、これに違反した場合、反則金はないものの違反点数が1点加点されます。

罰則が発生するのは「義務」として定められているからです。努力義務の場合、罰則は発生しません。しかし、罰則がないとはいえず、守るべき対象は自分自身や同乗している子供です。自転車も、その種類によってはバイクに匹敵するスピードが出ます。努力義務だからといって軽く考えず、今一度ヘルメット着用の重要性を考えるようにしましょう。

どんなヘルメットがおすすすめ？  
SGマーク付きの通気性がよく重量は軽くコンパクトな商品  
まるで帽子「SICURE シックル」  
ヘルメット部分を外して帽子としても使える「CAPOR カポル」  
右記の商品をネット上でググって見てください。

自分を守る！自転車保険は義務化の地域が増えている  
そして、自転車に乗るときには、自分の身体を守ることや他人をケガさせてしまい損害賠償が発生することを想定することも大切です。多くの地域で加入義務化となっている自転車保険の加入もお忘れなくご検討ください。すでに自転車保険に加入している方は保険が切れていないか確認をしてください。